

Title	地主制再編の一形態：とくに農地移動について
Sub Title	The reformation of Japanese agriculture since land reform : on the transfer of farm land
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.7 (1955. 7) ,p.499(1)- 531(33)
JaLC DOI	10.14991/001.19550701-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550701-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550701-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

篠原三代平著『所得分配と賃金構造』……………	鈴木 一(四)
白杉三郎著『保険學總論』……………	庭田 範秋(四)
古川榮一編『財務管理』……………	關口 操(五)
裕 正夫著『農業經濟學原理』……………	常盤 政治(五)
鹽田庄兵衛編『幸徳秋水の日記と書簡』……………	飯田 鼎(五)
N・H・エンゲル著『配給における費用と利潤』……………	片岡 一郎(六)
ウィリアム・S・サクス著『獨立戰爭前の北部植民地農業の狀態』……………	中村 勝己(七)

地主制再編の一形態

——とくに農地移動について——

小池基之

- 一 開 題
- 二 「改革」後における「耕作地主」の展開
  - A 實 態
  - B 分析——農地移動の推進力——
- 三 「耕作地主」の性格

一 開 題

「農地改革」といわれてきた過程が、昭和二七年一〇月の農地法の施行とともに一應の終了をつけてからはやくも數年を経過した。この間に、「農地改革」が占領政策の一環として地主勢力の農民支配を排除しえなかつたし、土地所有の封建性を拂拭することも出来なかつたという、「農地改革」に對する評價は、確定されたといつていい。しかしながら、地主勢力がどのような形態で残存し、どのように農民を支配しているのか、土地所有の封建性はどのように理解されるか等については、必ずしも諸學者の間に意見の一致をみているわけではない。

たとえば、石渡貞雄氏はその近著「農地改革の基本構造」(昭和二九年二月)において、農地改革の結果の一つとして「地

主の型」の變化をあげている。すなわち「本來的寄生地主的存在の危機條件（小小作地と低小作料）のため、不耕作地主以前に寄生地主優位の型がくずれ、耕作地主優位に型が逆轉してきた」（同書二九頁）。こういう「型の逆轉」から、改革後における「一町歩保有地主」には寄生化と耕作化という二重の性格が賦與され、したがってまた、それは一方では「明瞭に富農化の方向」「いかなる意味での地主にしろ、地主としてではなく耕作者の方向」（同書二五八頁）と、「寄生化の方向」（同上二六〇頁）との二つの方向をその「運動法則」としてもつていとされる。しかるに從來の見解は「地主の寄生化のみを過大評價し、自作化の方向を輕視乃至無視した」あるいはまた「反對に、自作化のみ強く評價し、寄生化をとるに足らぬものとみた、」またあるものは「兩方をみとめたがただ現象を現象としてみとめただけで、それを科學的に理解しようとしなかつた」（二六四―五頁）。ところで、氏にしたがえば、一町歩地主の二つの方向はそれがもつている二重性に規定されている以上、二つの性格は當然統一的に把握されなければならないのであるが、「現象的にみても、農村の支配的な一町歩地主の方向は、耕作化であり、かつかかる方向の地主の方が有力であることは、大體間違いないところである」ので、「一町歩保有地主の二重性を統一的に理解する場合、統一する面を耕作化の性格において、統一され従属される側を寄生化の性格において、とらえてよいであろう」（二六六頁、傍點引用者）。これが改革後の「地主」の性格に對して氏の與えた規定である。そして、この二つの方向は「全く相反し對立する二つの方向」（二六四頁）として、したがって、「地主」のもつ二重の性格を對立する二つの性格として、とらえているのである。こういう理解の仕方は、當然、農地改革の結果は「地主勢力の弱体化にみちび」いたという評價（二九頁）をひき出させることになるであろう。農地改革は地主を弱体化し、日本農業の「富農化」（二五八頁・二六〇頁）への道を開いたというわけである。

それでは、農地改革後の封建性は、このような立場からどのように理解されるであろうか。一面において「耕作化」をその「支配的な方向」としてもつて一町歩地主が作り出された積極的な意味は、「帝國主義の農民支配の手先として」利用する（二四四頁）という點にあつたので、「支配の手先」とするといふ場合には、官僚組織の末端が結合する部落の「支配」が問題とされていたのである。「村にまで完全に獨立的官僚支配機構が強固に布設されているところでは、帝國主義の農民支配にとつては、村の段階までは完全に近く、官僚組織を利用してゆけるということである。この官僚組織が切れたところ終つたところの先、即ち部落の支配こそが、ここでは非常に問題になるのだ」（一七七頁）。ところで「小部落を組織するといつても、帝國主義の農民支配に即しての組織である以上は、民主的なものであつてはならない。非民主的なものでなければならぬ。農村での非民主的組織は封建的性格をまぬがれることは出来ない」（一七七八頁）。それでは、官僚組織のよつて立つ地盤は、氏において、いかに理解されているのであろうかといつた問題は、一まず措くとして、氏にしたがえば、農民支配・收奪の合理化は部落をこのように組織し、その部落の支配者と官僚組織を結合させることによつて達せられているのである。農地改革後の封建性とは、「部落支配の封建性、」すなわち封建的な部落秩序のことであつた。すなわち、部落秩序が官僚支配機構の末端として利用されるとしても、その「秩序」が地主的支配機構によつて支えられているものとして理解されるかわりに、ここでは、逆に、「地主としてより自作農乃至富農としての資格の方が強い」「形式としての地主」（一八四頁）たる「一町歩地主の封建性」（二三三頁）が「部落支配の封建性」から説明されているのである。

地主制というとき、それはほかならぬ地主的土地所有にもとづく権力支配の體制をいうものであつて、それを寄生地主制に極限し矮小化する必要はない。直接的には、地主勢力をもつば「寄生地主的存在の條件」にのみかかわらしめて、そこから「耕作化」の方向を統一的に理解するかわりに、「現象的にみて」耕作化の方向の地主の方が有力であるというような、現象論的折衷主義がうまれてくる所以の一つがあつたのである。

星椋淳氏のきわめてすぐれた着想にもとづく論稿「『地主制再編』過程の一把握——耕地強制と耕地整理および交換分合

——(「商學論集」第二三卷第五號・一九五五年一月所收)においても類似の偏向がうかがわれる。

「耕作地主」は大正中期を起點とし、農地改革を劃期として、いまやほとんど全国的に展開するにいたつたのであるが、かかる「『耕作地主』は從來のままの『寄生地主』として把握することは困難」であつて、一方ではそれは「明瞭な耕作」經營的性格を示しているのであるが、他方またそれは、なお殘存する共同體内部における一町歩保有貸付地と、これに結合する、とりわけ水利とさらに山林の所有に統制にもとづき、地代を收取しつつ自ら舊き共同體の支配者として現出している」(同論文三五七―八頁)のである。このような「二面的性格」をもつ「耕作地主」の發展方向として、氏がそれに與えた規定は「日本的『プロシヤ型』近代化の出来ない手」(三六三頁)ということであつた。その根據はそれが「微弱とはいへ發展する直接生産者層の勞働生産力の高まり、それを起動力とする『農民的商品生産』と近代的分解に對應するものであり、たとえ彼等の主導する自己のみ有利な、特權的な交換分合・土地取上げによる耕地集團化および經營規模擴大が、直接生産者層の自律的なそれと對抗し、これを阻止するものであらうとも、その經營規模擴大の過程において耕地強制をいわば妥協的に解消せしめつつ、一方において土地を取上げられ窮乏化してゆく貧農を雇傭し、他方において勞働手段の飛躍的高度化を展開してゆきつつあるように見える」(三六一―二頁)という點である。大正中期以降の「耕作地主」をこのように規定しながら、「改革」は、一方では上昇自小作農民に「耕作地主」のもつ特權の一部を分與することによつて、その發展を耕作地主層のそれに合流せしめ、他方、「資本」と「國家」の強烈な收取を表面化することによつて、下からの直接生産者層を「段階的・強力的に」おしとどめたということから、「耕作地主」經營が「他律的にも封建的基盤を解消せしめつつ進化をとげる必然性」を「やがて消滅」(三六四頁)させてしまふのである。そして、「近代化」への展望をやがてふさがれてしまふ「耕作地主」經營の發展を「かのプロシヤ型『近代化』の途に匹敵するもの」としてとらえなければならなかつた(三六二頁)必然性は「農業構造と『資本』との關聯の追求はここでは一應拾象」し(三一二頁)、「農業構造近代化の問題」を「耕地

耕作強制に媒介される耕地形状↓耕作方法の變革」(三〇九頁)という面から追求しようとした、その視點に由來するものである。

本稿は右のような問題を含む「耕作地主」の性格を規定する一助として、改革後における農地移動の實態を通じてその形成の過程を明らかにし、そこに貫かれていた基本的動向を追求しようとするものである。

## 二 「改革」後における「耕作地主」の展開

農地改革は、周知のごとく、地主貸付地を一定限度に制限して、廣汎に自作農を創設することを直接的な目的としておこなわれた。一方では貧農層および林野所有その他を「改革」の範圍から除外するという限定をともなつていたといえ、この過程を通じて、從來の「地主的土地所有」における寄生化の條件は、耕地面では、一應喪失して、「寄生地主」の「耕作地主」への轉形——たとえば、不耕作地主の、小作地取上げによる自作地主乃至は地主自作化、「改革」前からの耕作地主の、經營面積の擴大による自作地主乃至は地主自作化等々、その反面不耕作乃至は零細耕作小地主の没落——が指摘されている。昭和二四年農地センサスの結果によれば、「改革」後不耕作地主は地主總數の三%にすぎず、貸付耕地の、内地で九六%、北海道で九四%が耕作地主の手に握られており(農林省農地局農地課編「昭和二五年農地年報」(昭和二十七年六月刊)一〇二―三頁)、かつ經營面積の大きい農家に耕作地主の性格をもつものが比較的多くを占めている(同上センサスにおける、規模別總農家數に對する貸付地所有農家數の割合を見るに、經營耕地面積廣狹別、内地、五反未満一四・二%、五反―一町一九・五%、一町―二町二七・二%、二町以上三〇・九%、北海道、三町未満八・二%、三町―五町一二・二%、五町以上一七・〇%)。

昭和二六年から二七年にかけて、自作農創設特別措置法による農地買上、賣渡の一段落、そして、二七年七月には農地法の公布をみるにいたるのであるが、昭和二六年七月のポツダム政令は、農地價格の公定制と政府買上賣渡制についてはこ

れを撤廢したが、農地の移動については自由な賣買をみとめず、農業委員會を通して自作農適格者への強制讓渡という方式を採用し、農地法においてもこれを繼承して、農地改革の「本質」および成果を維持・繼續することを圖つた。この農地移動統制において、舊來の自作地と創設地とは差別され、前者についてはその統制は緩和されている(賣買については知事の許可、使用貸借による権利若しくは賃借権については農業委員會の承認、農地の宅地化については知事の許可を要することになつてゐるが、多くの市町村農業委員會は法律的形式をととのえるための機關になつてゐる)のに對して、後者についてははその小作地化、宅地化等は禁じられ、また賣買價格についても若干の制限が附されてゐるが、農地移動の統制緩和で、農地移動は年々増加しつつある現象がうかがわれるごとくである。それでは、その農地移動の動向はどのようなものであるか。

#### A 實 態

〔一〕 まず一表を掲げる(第I表)。これは昭和二八年一月から一二月に至る農地移動に關する農林省農地局業務報告からの集計である。<sup>(1)</sup>ここに示された數字は耕作目的の農地移動に關するもののみであるが、この表にしたがえば、農地移動の主要な形態は所有權移轉(件數において七九%、面積において八二%)<sup>(2)</sup>、なかでも農地法第三條の統制に屬するものであつて、自作地所有權の賣買が件數においてもつとも多く、總數の四三%を占め、小作地所有權の賣却がこれについて二六%、自作地の贈與その他が九%、そして賃借權の設定・移轉・解除解約はいずれも六一七%にすぎない。

(1) 「昭和二七年七月に農地法が公布され、同年一〇月に施行されるまでは、所有權移轉が『買収』・『強制讓渡』・『農地調整法許可』という三つの形で同時に並行して行われるという、甚だ全體を把み難い状態が續いた。しかも、法律改變・手續變更にもなう一時的な混亂と過渡的な事務停滯も避けることが出來ず、業務統計には時間的なズレが出てこざるを得なかつた。昭和二八年になつて、初めてわれわれはスッキリした農地移動の全貌を知ることができるよう業務統計を手にすることが出來たわけである。」(「昭和二七・二八年農地年報」五頁)。

(2) 融資目的の政府に對する申出買収というのは「自作農創設特別措置特別會計の餘裕金による實質上の融資を行うために、融資を受けようとする自作地の所有者が政府に申し出てその所有地を買収させ、その代金を一時拂で受取りしかも瞬間的に買収を申出た本人が政府からその土地の所有權の賣戻をうけるが、その代金の支拂は年賦で行うことになるもので、これは移動とはいえない。従つて融資目的の政府買収は移動から除外して考えるのが正しい」(同上八頁)。

一方、農林省農地局農地課によつて集計刊行された調査書「農地牧野移動報告」(「農地動態調査」(昭和二七年四月—二八年三月))に示されたところも、若干の相違はあるが、これとほぼ同様の傾向を示しており、農地移動の最も主要な形態は自作地賣買で、總數の四四・五%(内地のみの數字をとれば四四・三%)を占めてゐる。ついで小作地所有權の賣却が二五・一%(内地のみ二五・〇%)、自作地の贈與六・六%(内地のみ六・五%)、これに對して、この調査では、賃借權の解除・解約は農地移動件數の第三位となつていて一二・二%(内地のみ一一・五%)、賃借權の設定が八・四%(内地のみ八・三%)、最も少ないのは賃借權の移轉で三・二%(内地のみ三・四%)となつてゐる(第IV表A)。農地移動の概観は右の數字からこれらうかがうことが出來よう。

農地法第三條にもとづく自作地所有權移轉のなかでも、「有償」と「無償」とでは、前者は件數において四三%、後者は九%という割合に對して、面積においては前者三七%、後者二三%という數字に見られるように、従つてまた、それは一件當りの面積の差に明らかであるように、その性格に若干の異なるものがあるのを注意する必要がある。すなわち、普通一般の自作地賣買と、遺贈・分家贈與・單なる所有者名義の變更・共有地の分割等の違いがそこに見られるであろう。また小作地をめぐる農地移動のなかには、土地所有(地主的土地所有)の動向が反映しており、そこに土地所有の力が示されてゐることが出来る。もちろん農地の移動としては、所有權の移動と賃借權の移動とを切りはなしてではなく、相互に關聯しあうものとして考えていかなければならないこと、いうまでもない。小作地所有權の移轉および賃貸借の解除・解約・更新拒絶は、前者は小作者側の、後者は地主側の、小作地の自作地化であり、賃借權の設定は自作地の小作地化である。この

兩者の對比からするならば、小作地の減少が推論されることになるであろう。

なお右の数字は業務統計によるものであり、當然のことながら、農地の「闇」移動は全然含まれていない。そして、後に見るごとく契約内容のいかんにかかわらず、一應形式的條件をととのえているもの、乃至は契約がととのつてからの届出は農業委員会としてもこれを認めざるを得ないといった事情と關聯して、「闇」移動の實態は、農地移動の性格および動向を正しく把握するためには、無視されてはならない。

(二) 昭和二五年四月近藤康男氏が全園市町村農地委員会書記にあてて差出したアンケートに對する回答四、一五二通の結果(同著「小作料及び土地移動状況調査」昭和二五年七月)によれば、二四年十月から翌二五年三月までのあいだに農地所有権移動のあつた農地委員会数は二、九六一(届出済はないが無届移動はあつた委員会数三六七を含む)、回答農地委員会数の七一・三%に達している。また所有権と區別された耕作権の移動のあつた農地委員会数は一、一七九(無届移動のあつた委員会数三三〇を含む)、回答農地委員会数の三八・三%となつている。但し右は回答のあつた農地委員会数であつて、それぞれの農地委員会における移動の總件数は明らかでない。しかし、件数別委員会数の分布から見れば、届出済の移動においては、所有権移動についても、耕作権移動についても、二四年秋から二五年春へかけての半年間のあいだに、一〇件以内の移動を記録している農地委員会数が、届出済移動のあつた農地委員会数の過半を占め、前者については五七・二%、後者については六三・七%(調査農地委員会總数の三五・七%および一三・〇%)に達している。一市町村平均の所有権移動件数は一二件となつている(同著「昭和二六―二七年農地移動に關する調査」昭和二八年二月刊、七頁参照)。一方、この期間に五〇件以上の届出済農地移動のあつた委員会数も、前者七・二%、後者五・六%(調査農地委員会總数の四・五%および一・〇%)で移動件数の分布はかなりの幅をもつている。地域的に見れば、北海道を別として、概して西日本に移動の割合は大きい(第II表)。ただ、「移動件数の絶対値は、耕地面積又は農地所有者總數などと對比せずには、移動の濃度を示すものではない。」移

動件数五〇件以上というような町村農地委員会は「都市的地域に多く見られ」、「概していえば農地の移動手續は簡單にして自由な移動を認めたい方向に傾いているものが多いのに反し、移動の少ない町村では、農地調整法の移動管理の精神を飽くまで貫かねばならないというものが多い」(前掲「小作料及び土地移動状況調査」一九頁)。

(三) 昭和二六年四月から二七年三月に至る一年間を對象とした調査における全國八九〇市町村の農業委員会からの報告は、この一年間に市町村農業委員会に移動申請された件数として、總數六七、五四五件という數字をあげている。一市町村當りにみれば、自作地賣買の申請三六・四件、自作地の貸付申請六・四件、小作地の賣買申請二七・三件、小作地引上・返還申請五・八件である(前掲「昭和二六―二七年農地移動に關する調査」六頁)。前掲昭和二四―二五年における半年間の調査結果に比すれば、一應、農地の移動が増加したという推論が許されよう。

いま右の調査結果を各農區別、農家一、〇〇〇戸當りの移動件数にひきなおして見れば(第III表)、第一に、自作地賣買については、北海道を別とすれば、北關東および南關東農區において移動がすくないこと、北陸について北九州、瀬戸内において移動の多いことが指摘される。北海道は自作地の賣買のみならず、自作地の貸付にしても、小作地賣買および引上げにしても低率を示しているが、「北海道の一件の取引は、府縣とちがつて筆單位でなく、一農場である場合が多いこと」(同上八頁)が注意されなければならない。府縣の場合には一件の移動が數筆よりなる場合もあり、したがつてそれが數件の移動として計算される場合が多いので、件数による移動は、現實の移動を過大に表現する傾向がある。北關東および南關東が自作地賣買においても小作地賣買においても低率を示しているのは、この農區が「福島縣から山梨、長野、遠く岐阜縣の飛驒までを包含し、山村や養蠶地方畑地の比較的が多い」ことが一つの理由としてあげられている(同上八頁)。「農村の類型によつて農地移動率にはかなりの差がある」のは當然であるが、「近郊市街地を特徴とする市町村の農地の移動率はもつとも高く、田所および田畑所がこれにつき、山村および漁村はもつとも低い率を示すのが通例である」(同上二〇頁)。北陸地方

におけるきわめて高い農地移動率(自作地賣買においても小作地賣買においても)については、特殊な性格をもつ市町村の農地移動が大きく作用していることが注意されなければならない。すなわち「一町村で一〇〇件以上の自作地賣買のある町村が六におよび、そのうち顕著な一つは金澤市であつて、自作地賣買六九二件、小作地賣買五一六件、他の一つは江沼郡三木村であつて、その自作地賣買四三六件、小作地賣買四三六件である。」「金澤の移動は市街地の宅地としての移動が主であり、三木村のそれは土木工事に關するものである」(同上九頁)。

第二に、自作地の貸付については、東海地方が目立つて高い率を示している。それについて自作地貸付率の高い瀬戸内、北九州とともに、小作地引上・返還においても高い比率を示していることが指摘される。そしてここでは、小作地の小作人以外への賣買も多いのである。

第三に、地主の保有地賣却は、前述の北陸を別とすれば、東海・南海・近畿地方において比率が高く、山陰・瀬戸内がそれにつづいている。そして、近畿において小作人以外への賣却が著しく少ないことは、東海・南海・山陰において、瀬戸内・北九州とならんで、小作人以外への賣却の多いことと、對蹠的である。

〔四〕前に引用した「農地牧野移動報告」(農地動態調査(昭和二七年四月—二八年三月))および同じく農林省農地局農地課刊行の「農地事情に關する調査」(昭和二八年年度(農地情報五一號))によれば、前者において、一町村當り、所有權移轉二五・九件(賣買二二・六件、贈與三・三件)、賃借權の設定四・三件、移轉一・六件、解除・解約七・二件、小作地の所有權の賣却一二・七件、また後者において、一町村當り、所有權の移轉六三・七件(許可を得たもの五七・六件、許可を得ないもの六・一件)、賃借權の設定(許可をうけないもの)五・六件、地主の許可を得ない耕作權の讓渡一・二件、小作地の取上げ六・四件(許可を得たもの四・二件、許可を得ないもの二・二件)となつている(第IV表B)。しかし、その調査對象とされた町村數およびその抽出の仕方からするならば、この調査期間(前者昭和二七年四月—二八年三月、後者昭和二七年八月—二八年七月)にお

る農地移動の増加の事實を推論しうるであろうが、そこから直ちに増加の趨勢を推定することは困難である。(なお前掲第II表参照)。ここでは移動の、總括的年次的傾向についてよりはむしろ、個々の事例について、みるべきである。

(1) 「農地牧野移動報告」(農地動態調査(昭和二七年四月—二八年三月))は、「村の農地移動の傾向を考察するため」指定町村の農業委員會にて作成した「農地移動の内容を一件ごとに詳細記述した報告書」を整理集計したもの。「農地事情に關する調査」(農地情報五〇、五一號、昭和二九年五月刊)は農林省農地局農地課の委嘱によつて、昭和二七年、昭和二八年の二カ年にわたつてなされた、市町村農業委員會書記に對するアンケート調査の報告とそれらの結果を含むもので、昭和二七年度は昭和二六年一〇月から二七年五月にいたる間、昭和二八年度は昭和二七年八月から二八年七月にいたる間の、土地所有權、耕作權の移動とその價格小作料の動向(開小作料、勞力による小作料の支拂、現物小作料)その他、およびこれらの問題に關する委員會書記の見解・意見などをその内容としている。調査對象町村は二七年度九七、二八年度六六。但し昭和二七年度調査における農地移動件數の集計には大きな意味をあたえ得ない。また、この調査は「いわば統制をみだしている事例」に關するものを多く含んでいたので、その點に多くの利用價值がみとめられるのであるが、反面、その調査方法、すなわち、この調査票の記入者が農地管理の擔當者たる農地委員會書記であるという點からして、その調査結果は調査對象の眞實を充分につたえているとは、必ずしも言いがたい。たとえば、農業委員會書記の立場について、昭和二七年度「農地事情に關する調査」所載の岐阜縣岩手町の書記はつぎのようになっている。

「この調査表を一見して感じたことは、何故このような調査を必要とするかということである。若しこのような惡質なものがあると一部にでも平然と行われていることは誠に遺憾である。當町のような兼業農家が大半を占め、又兼業でなくては經營できないような事情にあるところでは現行法の農家の基準等は實に苦しいものがある。この枠が設けられている限り法を曲げて認めることもできず、一件認められた場合は前例となつて收拾がつかない。農地法は夫々町村の實情に應じて或る程度處理できるようにすべきだ。又、土地の潰滅等も當町は宅地向の農地の九分通りが農革創設地となつているため、潰廢することもできず、遂に家を建てることもできないで、他町村へ移住して行つた事實もあり、農業委員會は町の發展を妨げているとまで言われている現状である。北陸の純農村も半商半農の當町のような農村も一率の法律により處理されるところにある。委員會書記が逃出す理由はこのような精神的壓迫に耐えられないところがあると思う。」

いま第IV表のAについてみれば、農地所有權の移動においては、東海、瀬戸内、南海地區の數字が目立つているが、それは一町村七〇件以上の移動件數をもつ町村がこの地區に含まれていることが大きく作用しているからに外ならない。そして一

町で一九七件の自作地賣買を記録している愛知縣知多郡大府町のように、同時に賃借權の解除・解約一三件、小作地の所有權の賣却五五件という數字を示している事例もあるが、自作地賣買件數一六七件という徳島縣板野郡一條町は賃借權の解除・解約一件、小作地の所有權の賣却九件で、所有移轉以外の農地移動はきわめてすくないのである。賃借權の設定が一村で六二件にも上り、自作地賣買は四件、その他の種類の移動もそれ程多いとはいえない神奈川縣中郡成瀬村のような事例もある。農地移動を生ぜしめる理由およびその相違が問われなければならないのであるが、この資料からはそれを明らかにしえない。またこの資料にあつては、小作地所有權の賣却は前掲資料におけるようにそれを耕作している小作人に賣られるか、小作人以外に賣られるかは區別されていないので、この數字のうえからだけでは小作人の力の強さ、乃至は耕作權の強さは判断しえない。そして、上述大府町におけるように、いずれも多くの件數に上つてはいる事例、その他二三の事例を除くならば、山形縣北村山郡横山村における小作地の所有權の賣却二九件に對する賃借權の解除・解約一件、埼玉縣比企郡西吉見村の同じく五二件に對する一九件、福井縣吉田郡河合村の七一一件に對する六件、奈良縣添上郡治道村の二五件に對する七件、愛媛縣伊豫郡岡田村の四七件に對する解除・解約なし、宮崎縣宮崎郡生目村の四二件に對する一七件、他方では、島根縣八束郡來待村の、賃借權の解除・解約二二件に對する所有權の賣却三件、鹿兒島縣日置郡山村の四七件對二一件というように、兩者が遠く關係にある場合が目立っているのである。しかし、この調査では、前掲資料におけるように、そこから地域性を引出す程事實に豊富であるとはいえない。ただこの資料に示されたところからすれば——右にあげたような特殊な若干の事例を別とすれば——自作地所有權および小作地所有權の賣却は一町村當り一〇件前後乃至は以下が大部分で、せいぜい二〇件以下であり、賃借權の設定乃至移轉はそのほとんどが一町村當り五件未満、また賃借權の解除・解約にしても、その七割以上が五件未満であるということが出来る。これがこの表から推察しうる農地移動の程度である。

第IV表Bについてみれば、農地移動の増加はなかでも田畑所有權の移轉において著しいが、とくに所有權移轉件數の多い村について、この「農地事情に關する調査」のなかからその理由をひろいあげてみると、「農地を集團化の目的で交換が最も多い」(鹿兒島縣肝屬郡串長村、所有權移轉件數・耕作目的二六五潰減目的二九、同調査書二五五頁)というような事例、あるいは「農家經濟の行き詰りと近時住宅敷地の需要者の多きに土地の移動が激増しつつある。國の食糧政策の面からすれば、肥沃な水田を保護し低位生産の畑にこれ等需要を振り向けるか又は都市區劃整理等に迫らむかを望みたいが申請の中にはそうとのみには行かない」(栃木縣宇都宮市、移轉件數・耕作目的一〇二潰減目的一九六、同調査書六一頁)というような都市近郊の事例を特殊例として、多くはつぎのような理由があげられている。

鳥取縣東伯郡浦安町(移轉件數・耕作目的五七潰減目的一)「農家經濟の窮迫のため土地の移動が増加する傾向にあるが申請の大半は當事者間の契約がとつたもので委員會としてどうにもならず、農地法としては認めざるを得ない。殊に買受人が零細農家で買受資格のない場合は、委員會で認めぬとそのままヤミ賣買となつてしまう」(同上二八二頁)。

新潟縣北蒲原郡京ヶ瀬村(移轉件數・耕作目的一〇三潰減目的四)「經濟的逼迫のため土地の移動が増加しつつあるが、當事者の契約が整つているのでどうにもならず、農地法としても認めざるを得ないが、これら零細農家を救う融資の制度も開けてあるが、金がこないのは、どうにもならない」(二三二頁)。

新潟縣北蒲原郡中蒲村(移轉件數・耕作目的一四一)「經濟的逼迫により土地の移動が増加しつつあるが既に當事者間の契約が整つた後に許可申請されるのが大部分で、審議に當つても止むを得ないものとして認めざるを得ない」(一一三頁)。また新潟縣西蒲原郡鏡郷村(移轉件數・耕作目的九二潰減目的一七、一三八頁)、鳥取縣米子市加茂地區(移轉件數・耕作目的七一潰減目的三、一八九—一九〇頁)その他。静岡縣田方郡韭山村(移轉件數・耕作目的七五潰減目的四)「土地賣買價格に現行法では制限がないので地主の經濟狀態逼迫によつて確かに増加の傾向にあり、當事者双方これを了として正式な手續をとる以上認めざるを得ない。農村經濟は戦前戦後を比較して確かに逆コースをたどりつつある」(二六二頁)。

千葉縣東葛飾郡富勢村(移轉件數・耕作目的七二潰減目的二)「傾向としては申請件數の約四〇%を占める經濟的な逼迫の解決方法として所有權移動を行つていふことである。然しそれも事情の一々を聴くと八方塞りで何んとしても見ようがないと云うのが多く事務處理をし乍らも暗たんたる氣持を味わう」……「何れも合意の上であり、理由も一應止むを得ないものが多いので農地法では抑止することは殆んど不可能である」(二〇八頁)。

鹿兒島縣薩摩郡大村(移動件數・耕作目的一二五潰滅目的二)「許可を得ないで移轉するのは見受けなが、許可を得る分でも生活困難から借金し負債整理の意味が一番多い」(二三七頁)、「經濟の變動に依つて時期的に増加して来る傾向が濃厚であるが、此の件については委員會で事後處理にならない様に必ず事前に申出をする様指導して居るが未だに徹底せず當事者間に契約がとつてから委員會に申し出て来るものもある」(二四〇頁)。

鹿兒島縣肝屬郡吾平町(移動件數・耕作目的一九五潰滅目的一六)「零細農の經濟的逼迫のため昭和二六年秋頃から急激に移動が増加しつつあるが、委員會としては、生産能力、或は經濟能力等から不許可とすべきものがあるが、一定の法定基準にあればこれを拒絶する道がなく仕方なく許可としての意見を具申している。こうしたことは誠に遺憾なことと特に創設農地の移動が制限なしに移動されると云うことは今日叫ばれる農地法の崩壊という主な原因であろう」(二六一―二頁)。

鹿兒島縣肝屬郡高山町(移動件數・耕作目的三〇四潰滅目的四)「所有権を取得する農家の内には法第二項五號の法的面積を僅かに上廻る兼業農家の飯米確保の爲のものもあるが其の場合取得者は兼業のみで充分生活が出来、農機具、役畜等も所有せず雇傭勞力も相當使用しており自作農としては適正とは認められない者でも法第三條第二號の各號に該當せず特に第八號の農業生活が低下するとの認定は出来ないで許可せざるを得ない」(二七〇頁)。

あるいは前掲栃木縣宇都宮市「近時兼業者が農業以外の収入増から農地を入手し漸次農業の規模擴張しあり、現在の生産性はこれらのものも決して劣っていないが、凡ゆる點からして技術改良等の面から將來迄も農業に精進するか否かが疑われるものもないではない。然も法的に認めざるを得ない」(六一頁)。

右の回答は、たとえ、農地移動の増加の原因およびその傾向のすべてを説明するものではないにしても、「農地移動の統制緩和で、それまで抑えられていた農地移動が急増するにいたつた」あるいは「それまでに集積していた農地移動が、許可承認の手續をとつて表面化したことにより、統計上移動件數を増加した」といつた事情の背後にある理由の一端を明らかにするものである。

第Ⅲ表のA(「農地牧野移動報告」)はその調査の性質上、許可のあつた移動件數のみをとりあつていたのであるが、B(「農地事情に關する調査」)においては、調査對象のうちから選んだ五九町村について、許可を得た所有權の移轉三、三九六に對し、許可を得ない所有權の移轉三五七件が記録されている。そして、許可を得ない所有權の移轉(耕作目的)一五〇

件を數える場合(鹿兒島縣肝屬郡高山町からの報告)さえみられるのである。

もちろんその調査事項および調査擔當者の立場等のもつ制約から、右の數字は當然過少にしか計上されず、また、その報告もひかえ目にしかされないにしても、移動の實態を知るためには、それ等を等閑視してはならないだろう。闇賣買の發生の原因は農家經濟の窮迫にもとづく負債整理、生活資金の獲得にあるとしても、それだけでは充分な説明とはならない。千葉縣東葛飾郡富勢村の報告が

「調査票記入例では農業經濟の窮乏を擧げているが、窮乏それ自體では移動の非合法原因を説明することにはならない。實は農地法の制約を回避しようとするに發生原因が存在する。即ち(a)換金を要する場合知事許可が五・六ヶ月を要する實情にあること、(b)三反未満の經營農家が原則的に買受け資格を持たないこと」(同上10三頁)。

とのべていることである。

「農地法の制約を回避しようとする」との前に、しかしながら實は、意識的に、あるいは無意識的に、農地法の内容に對しての「誤解」があるのであつて、たとえば

「農地改革は終り農地法が緩くなつたと一般に思つてゐる」(千葉縣夷隅郡吉町、同上七七頁)。

「自作農創設特別措置法の廢止によりポ政令による強制讓渡令の公布當時より農地は自由に移轉出来る如く誤つた考え方が巷間に流布されたため」(島根縣簸川郡神西村、同上二二二頁)。

また逆に、鹿兒島縣薩摩郡黒木村からの報告にみられるように、「創設地は所有權移轉の許可されないと想念してゐるもの」(同上二四三頁)。

あるいは鹿兒島縣肝屬郡高山町からの報告、「家族の病氣、經營面積の過少、兼業のための収入不足等に基く農家經濟の窮迫及び食糧事情の安定に基く離農、都市への轉出等のため土地の移轉が多くなつたが、農地解放以外の移動は闇賣買であるとの誤つた觀念も一部にはあり、賣買すれば所得税の對象にならないかの危懼、所有權移轉手續、名義變更手續の億劫から闇となつてゐる」(同上二六六頁)等。

このような點を別として、この調査書に報告されたところからすれば、その理由はつきよりに整理されるであろう。いま、鹿兒島縣肝屬郡吾平町からの報告に示された「發生の理由」をあげて見れば、

「創設地の移動は政府支拂金があるのでこれをのがれるため、ブローカーの介入で所有がつきつきに移動するため、零細農なるがため農業経営の維持困難となり農地を賣却したが明かになることを好まないの、ヤミの形をとつている」(同上二五八頁)。

すなわち、第一に、實際の賣買價格が明らかにされることを好まない理由があるということがある。

「主として零細農家及兼業農家經濟の窮迫から生活資金獲得及兼業資金流用等のため土地移動が多くなつて來ており、それ等の所有する農地の大半は創設地なるため、支拂金の關係上、その他からヤミの形をとつている」(島根縣東伯郡浦安町、同上二七八頁)。

「創設地で政府収入差金支拂を考慮し年數經過後許可申請をする含みのあるもの」(鹿兒島縣薩摩郡黒木村、同上二四三頁)。

「舊來は農地の價格が安く昭和二六年頃から急速にその價格が高まり實際の賣却價格を農業委員會等に明らかにすることを好まないの、ヤミの形をとつている」(新潟縣西蒲原郡鎧郷村、同上二三五頁)。

第二に、擔保として一時的な提供にもづくものがある。

「生活費困窮の爲抵當擔保として借入後之を返済不能となり止むなく耕作權並びに所有權を許可なく移動している」(滋賀縣高島郡今津町、同上二六九頁)。

「一時生活資金に充當する爲許可なく所有權を移動し金の都合が出来次第元の所有者に復する契約の下に許可を得ていない」(鹿兒島縣薩摩郡黒木村、同上二四三頁)。

「零細農が轉職又は生活資金獲得のため……近いうちに買戻し意志があつて……」(岩手縣氣仙郡有住村、同上七頁)。

「山林採草放牧地等皆無で他に現金収入の道がなく強いて言えば機業に引きつれての賃織位なため五反以下の小農は非常な窮乏に追い込まれて居る、其の爲農業經營の基本である農地を負債のカタに一時提供するつもりが永々となつてしまつて居る例が多い」(栃木縣佐野市旗川、同上六五頁)。

第三に緊急な資金の必要に對して、認可がおくれるという事情があげられている。

「農家經濟の窮迫から生活資金、負債整理等のため早急に現金の必要に迫られ農地法によると認可が遅れるため」(山梨縣西八代郡大同村、同上二四一頁)。

「大部分は生活資金獲得のためであるが、この場合ただ個人間で賣買の契約が成立すれば簡単に登記が出来ると考え違ひをして居る點もあるが、許可を得たのでは相當日數もかかり金の都合もあることから、金錢を先に支拂い許可を得ることはずつと遅れる傾向である」

(栃木縣鹽谷郡藤根村、同上四六頁)。

「許可申請等面倒な手續等のためが多い」(島根縣八束郡講武村、同上二〇七頁)。

第四に、農村では體面の問題も無視出来ない。

「農地法に對しての個人の不認識から、又は家名等その他の點より許可を得ないと思われる」(福島縣河沼郡堂島村、同上三七頁)。

「一般農家にわからぬ様に又委員會に明かになると世間の前が悪くなるのでヤミの形をとつている」(千葉縣千葉郡生濱町、同上八七頁)。

「委員會等の明みへ出ることを好まぬ故とす」(山梨縣北巨摩郡日野春村、同上二四五頁)。

「古い觀念にとらわれ、家名其の他の點から農業委員會等で明らかにすることを好まないの、ヤミの形をとつている」(岡山縣吉備郡生石村、同上二二三頁、また岩手縣氣仙郡世田米村、同上二四頁等)。

以上を通じてみれば、農家經濟の窮迫から生活資金乃至は轉農資金の必要、あるいはそれに基いて増加した負債の返却等にせまられて、體面等の問題もあつて、手續の合法性の如何を問はず、急遽賣却しなければならぬ、といった事情が、最も多い例として考えられるようである。そして、そういう場合、事後處理として許可申請の届出があつたとしたならば、農業委員會としては「認めざるを得ない」ということになるのである<sup>(1)</sup>。

(1) 「當事者に於て契約を締結し代價等も受授が終つてからのものについては合法的に認めてやらねばならないと思ひますが、此の様な事は憂慮すべきであると思ふ」(秋田縣雄勝郡駒形村、同上二九頁、鳥取縣米子市加茂地區、同上二八九頁、その他)。

また第Ⅲ表Bに集計したところからすれば、農地移動の一つの形態として、「許可を受けない自作地の貸付」三一六件が記録されている。自作地の一時貸付が、「稼働者の轉出あるいは病人等でやむを得ず一時預つてもらふ」といつた場合、それが農業委員會の承認を得ないままおこなわれるということが考えられぬわけではない(新潟縣中蒲原郡鷺巻村、同上二二五頁)。同村農業委員會が、これらについて、「新しく生じておる地主小作という關係でなく」また「特に利益を目的とした貸付ではない」(同頁)と特に記して、その特例的形態であることを強調している點に、その意圖の一端がうかがえるように思われる。しかし、これらが同時に、「一面、返還に當つて困難することを考慮に入れ」(同頁)ての貸付であることもそう簡単に

看過するわけにはいかないように思われる。そして、自作地の無許可貸付が、「當初一時使用貸借契約で委員會の承認を受けるのであるが、一年経過後に於てそのまま引續きなすもの」(滋賀縣高島郡今津町、同上二七〇頁)といった形で、おこなわれている事例も報告されているのである。

右の表によれば「許可を受けない自作地の貸付」は南關東および南海地區に著しい。前述のように、ここから直ちにその地域性を引き出すことは危険であるが、これらの地區において小作地の取上げ(とくに、許可を得ないもの)が多いことを注目すべきであろう。「許可を受けない自作地の貸付」はここに集計した五九町村のうち四九町村において、それがみられることが報告されている。もつとも創設地についてはその貸付は制限されているので、新潟縣中頸城郡新道村農業委員會からの報告にあげられているように「殊に創設地(全耕地の八割)の場合は殆んど認められない(農地法第三條第二項第六號)のでその様に農家の稼働力の増減を無視した規則に従つていたら、やり切れないと云うにあるらしい」(同上二一八頁)といった、あるいはもうすこし一般的に、「農地法による手續が複雑かつ許可される見込がない」(静岡縣沼津市大岡町、同上二五九頁)といった理由もあげられるけれども、一方「農地法が緩くなり自分の田を貸す位何の許可も不要と考えるものが多い」(千葉縣夷隅郡吉町、同上七八頁)、「農地改革が農地委員會の解消、農業委員會の發足により緩和されたとの錯覺により發生したものが多し」(千葉縣市原郡市原村、同上八四頁)、といった面も出てきているのである。ただこういう點を指摘しているのは極めて僅かで、その僅かな例をのぞけば、そのほとんど大部分が、「正式の手續をとると取上げの際面倒なので」という理由をあげているのである。

「内貸の場合は面倒な手續など要せず簡単に取上げることが出来る」(秋田縣河邊郡四ツ小屋村、同上二〇頁)。

「一ヶ年とか二ヶ年とか極めて短い期間の約束であるため正式に手續を取ると返還する時に色々めんどうな事があるとの理由のもとに當事者の自意契約の形をとつて貸借關係を結んで居る」(借入者よりの希望により小面積の貸付は多くなりましたが、其の貸付の方法は非常

に不安定なもので農委としてはよく指導と監視が必要と思う」(秋田縣雄勝郡駒形村、同上二七頁、二九頁)。

「委員會の承認をうければ返還がむづかしくなるため、現在の委員會が弱體化しているので、そのため許可をうけず貸付けたものと思われる」(島根縣益田市北仙道町、同上二〇五頁)。その他(同「調査」四頁、一一頁、一四頁、二四頁、三一頁、三八頁、四一頁、五一頁、六六頁、九三頁、九九頁、一〇四頁、一一三頁、一四二頁、一四五頁、一五六頁、一六七頁、一七六頁、一八五頁、一九〇頁、一九三頁、一九七頁、二〇一頁、二〇八頁、二二一頁、二二五頁、二二九頁、二三四頁、二三七頁、二四四頁、二五一頁、二五六頁、二五九頁等々)。

賃貸借の契約をいつでも解除しようということ、乃至は解除しようる態勢におくということは、いさおい小作人の、あるいは現實の耕作者の地位・権利をきわめて不安定なものたらしめずにはおかない。前掲新潟縣中頸城郡新道村農業委員會が「稼働力の増減で一時貸付の形式がとられているが、當面貸方、借方双方共好都合であるが、これでは耕作權の不安定な小作地であるので、創設地の場合は農委の承認(舊讓渡令三ノ六ノ四後段)の條項を農地法三ノ二ノ六(現在の範圍では狭過ぎ實際に即しない)に加えることによつて適切な運営が出来ると考える」(同上二二頁)とのべ、また、同縣西蒲原郡鎧郷村農業委員會が「最近地主は土地取上の際の便宜から一時賃貸の形式をとるものが多くなつた。一般の小作地については農地法による耕作權が保護されているにもかかわらず一方においてこのような耕作權の不安定な小作地が出来るのは考えるべき點である。ことに零細農は大農に對し個々に貸付を歎願し常に不安定な一時貸付の農地を耕作しなければならぬものである」(同上二二九頁)といった點を指摘していることとくである<sup>(1)</sup>。

(1) その他新潟縣北蒲原郡京ヶ瀬村(同上二二頁)、滋賀縣伊香郡南富永村(同上二六五頁)、鳥取縣東伯郡浦安町「結局農地法により耕作權が保護されているのは職前からの小作地に限定され、昨今の小作地は甚だ耕作權が不安定で農業委員會としても此の點取扱に困っている」(同上二八二頁)等々の報告。

耕作者の地位の不安定は、當然、小作條件についても賃貸借の形態についてもいろいろな偏向を可能にする。

第一、栃木縣宇都宮市の農業委員會の報告は許可を得けない自作地の貸付がおこなわれる理由の一つとして「正式手續を

すると」「小作料が制約される」點をあげており、(同上五七頁)、また鹿兒島縣肝屬郡吾平町の農業委員會の報告はつぎのような點を指摘している。

「小作料が低いという現在又一たん正式に契約すればこれを解除するとき面倒であると云うことなどから自作地の貸付と云うものはあまり出て來ない。然し裏面ではいわゆるヤミ貸付として増加するのではなからうか。この様な地主の欲望と小作人の農地ほしさの結果としてのヤミ小作地の發生は農業委員會として遺憾なことである」(同上二六二頁)。

第二、群馬縣勢多郡荒砥村農業委員會からの報告によれば、「正規の賃貸契約を締結して文書化すると小作農が耕作權を主張するから、假裝自作地の形態で貸付けがある模様である」(同上七五頁)。同様に千葉縣東葛飾郡富勢村の報告における「自作兼地主で農地解放を少くするため小作者を籠絡して假裝自作地としていたものが過剩經營から表面自作として秘かに貸付けている」(同上二〇四頁)といった形態、あるいは鹿兒島縣肝屬郡高山町の報告に指摘されている「病氣其の他の理由による一時的離農によるもの」のほか「請負耕作の爲の貸付等」(同上二六七頁)の形態が注目される。

〔五〕 右のような農地移動はどのような階層の間におこなわれているのであろうか。

前掲昭和二四―五年度の近藤康男氏の調査は、大經營は農地の買手としてよりは賣手としてあらわれる方が多く、これに反して、小經營は賣手としてよりは買手としてあらわれる方が多いということ、また、保有地をもっている舊地主は賣手にまわる傾向の方が一層顯著であることを、示している(第V表)。「小作料及び土地移動状況調査」(二二頁)。大經營あるいは中・小經營がなにを意味するかはこの場合必ずしもあきらかではないが、「耕作地主」化の方向は、ここでは、一方で貧農・非農家乃至は不完全農家の脱農化・離村等のための農地賣却、大經營の手あまり地の賣却、他方では中・小農層の土地購入という傾向、いわば非農民的土地所有から農民的土地所有への方向のなかで、一方では土地を賣却し、なんらかの形で轉身して行く地主と、他方では土地を購入し「中農的」な性格を身につけていく地主とへの分解のなかで、農地移動の一つの流れ

としてみられる傾向であるといえるようである。「土地の賣手は、ある村では貧農小農が賣る場合が多く、他の村では中富農、地主、非農家が多く賣つて、全國共通の傾向というものはみいだがたいというのが正しいようである。」「しかし……えられた觀察を総合すると、貧農が脱農過程において農地を手離すのと、地主または地主的自作農が、土地を所有したり耕すのが採算にあわないために手離しているというのが主流で、それらの土地が、一部は中富農の經營を一層強化し、一部は零細農の我武者羅な土地爭奪の對象になつていくというが大勢のようである」(近藤康男「昭和二六―二七年農地移動に関する調査」九五頁)。

前掲農地局「農地牧野移動報告」からの集計(第VI表)においても、自作地の賣買は、これを内地についてみれば、經營耕地三反未満の零細農家は賣手にまわることが多く、五反以上の小・中農が買手にまわることが多いという事實がみられる。<sup>(1)</sup>賣手の四六％は五反未満の農家であり(七八％が一町未満の農家)、買手の六八％が五反以上の農家によつて占られている。そして、二町以上は讓渡が讓受を上廻つている。こういう傾向は、自作地の贈與(分家を含む)が一町以上の農家から零細農家へという傾向を示しているのと、對蹠的である。もつとも、生産者としては零細な三反未満層あるいは五反未満層といつても、舊地主や商工業者等と、貧農層とでは、事情を異にすること、いうまでもない。しかし、この動きを通じて、(一)上・下兩層が減少して、中間層が増大するという傾向がうかがわれ、また(二)上層農家の分割(主として分家)による零細農家の創設が指摘される。そして、この自作地の贈與は舊い家族形態が残存していると考えられる東北・北陸・南九州地區において、その比重が大きく、しかもこれらの地區では、讓受の層の規模は府縣の平均より上廻つている。

(1) 「買受人は多数の家族を擁し益々、人々が増加するのでその耕作に相應の田畑を欲しいので闇買をなすあり」(山梨縣北巨摩郡日野春村、「昭和二八年度農地事情に関する調査」一四五頁)

この表のなから直接に知りうる地主層の動向は、自作地の貸付(賃借權の設定)および小作地の自作地化(賃借權の解

除・解約・および小作地の所有権の賣却)の二つの方向のうちに示されているわけであるが、まず第一に、自作地貸付においては一町以上層に貸主が多く、一町以下に借主が多い<sup>(1)</sup>。すなわち、零細農乃至は貧農層における土地渴望の一端がうかがわれる。同時に賃貸権の解除・解約においては、土地を引上げられる農民は下層に多く、土地を引上げる地主は上層に多い。そして、土地を引上げられた當事者の六八%は一町未満層に属しており、土地を引上げた地主の三八%は一町以上層(五反以上層をとれば七七%)に属している。この表のなかには「闇」は含まれていないのであるが、さきに「許可を受けない自作地の貸付」について考察したところからすれば、零細農乃至貧農層は一方ではきわめて不安定な条件のうえに締結される小作關係を通じて上層農家と結びつき、また上層農家はこのような不安定な小作關係を土臺として、「中農層」としての經營を築いていることが出来るようである。「闇」小作料成立の地盤はこのようなところに存在する。

(1) 「一般に貸付の相手が自家勞力により耕作するにも耕作面積が足りないといった様な傾向で、地主が要求する時には何時でも返還する契約がなされている様である」(鹿児島縣薩摩郡黒木村、「昭和二八年農地事情に關する調査」二四六―七頁)。一方、自作地の貸付についてはつぎのような事實も指摘されている。「農家經濟の窮乏により中流以下の農家においては相當の自作地の權利移動が見られるとすれば、切角農地改革の成果も水泡に歸することになる。」(栃木縣鹽谷郡箒根村、同右、四七頁)。また都市近郊では「食糧事情の急迫から已むなく耕作していた者等にとつては利用多い轉用の貸付が歴史的に増加しよう。殊に農業經營の貧困さは益々拍車を加える」(栃木縣宇都宮市、同右、六一頁)。

また、小作地の所有権の賣却について見られるところは、下層において讓渡が讓受を上廻っており、上層においてはその逆であるということであるが、零細地主の脱農化あるいは轉身のための保有地の賣却と小・中農層の小作地購入による自作農化が、その數字の示す主要な内容であろう。さきに指摘した自作地賣買における一般的傾向として賣主に零細農が多いことは、農地の「闇」移動に關してさきにのべたごとく、下層農家の窮迫と脱農化の端的なあらわれにほかならないが、「貧農の脱農化すなわち没落は、單に舊地主の脱農よりもその數が多いだけでなく、創設自作農地の移動が比較的が多い點から

みて、農地改革の自作農創設という効果の維持に對して疑問を抱かせるものである」(前掲「昭和二六―二七年農地移動に關する調査」一〇二頁)。

#### B 分析——農地移動の推進力——

自作地を賣る最も一般的な理由は、すでに見たように、農家經濟の窮迫、「金の必要」である。そしてその「金の必要」は多くは家計費の補充である。「勞力の不足」によつて土地が手離されるといふ場合も、他方にやはりそれを貨幣に換えるなんらかの必要が伏在しているのである。「勞力の不足」が耕作面積の縮小にみちびく場合には、それは、その部分を賣却することによつても、またそのうえに賃借權を設定することによつても、可能なわけである。そして、小作料が低く税金が重いことが、小地主が所有地を手離す主要な原因であつても、小作關係が引合われないからといつて土地を賣るものは、その數はすくない。むしろ「小作地をもつていても税金がかかり赤字にもなりますがいつか小作料を引上げられるときがくるだろうと思つて賣らずに持つています」というのが普通である」(前掲「昭和二六―二七年農地移動に關する調査」九七頁)。

農地を買う場合、自作地については過剩勞力の消化が一應考えられるわけであるが、「集團化の必要」という、生産力増進のための小生産者の意識にもとづくものが、中小農に多いことが指摘されている(同上二二頁)。また、農地を購入して、それを賣主乃至は第三者に貸付けるというような形、あるいは貸付金の擔保となつている土地を買うというような形、いわば買手が地主的所有として立ちあらわれる場合も、みられないわけではない(同上二〇九頁)。農地が小作地である場合は、小作人の側からすれば、「相手たる賣り方からたのまれた」「自分が買わなくては他へ賣られるおそれがあるから」といつた(同上二〇頁)、賣手の、つまり地主側の、事情が強く作用しているのを看過するわけにはいかない。そして、「投資的に考えて買った」という買手の理由が「中富農から比較的多く」あげられているということから、「小作人にとつて耕作權が未だ安固たる物權的地位をかちとつていないところでは、すでに、貨幣の所有者から見れば、地主的所有、すなわち小作料收

益または將來の値上りを目標とする購買が始まっている、とまではいえないにしても、少なくとも、その端緒、その意識はすでに恢復しているといつても過言にはならないのではなからうか」(同上二〇一—二二頁)といった評價も、一方ではなされてきているのである。

前節においてのべた農地移動の諸傾向、およびここにあげた農地移動の諸理由からするならば、独占資本の危機に直面しての、ますます激化する農村からの收奪のもとに、貧農・半プロレタリア的農民層と、「中富農」層との階層分化がおしすすめられていく過程で、貧農層の側からの農地移動は、つねに土地取上げの危機にさらされている不安定な耕作権と、直接的には高い地價と小作料に表現される地主的壓力との下での、土地の購入、賣渡し、小作化、脱農化の過程として、あられ、舊地主の側からは、貧農への生活資金等の貸付の抵當としての土地集中や、不安定な耕作権を基礎としての、小作農への土地の賣逃げあるいは小作農乃至は貧農からの土地の奪取が強行され、一方、轉身や脱農化の過程として、他方、地主の「耕作地主」化の過程として、あらわれていることになる。農業における土地集積は、かならず他方に小生産者層の没落をとまなつておこなわれるのであるが、これらの農地移動を通じての土地集積の形態は、經營における生産力の積極的な増進に資するため、小・中農層による土地集積も一方にはあるとはいえ、土地購入の一般的事情は、多くは「賣手の事情によつて動く」(同上二〇頁)のであつて、農村收奪の重みをもつとも強くかかつてくる貧農の「事情」および小作乃至小自作農層と不安定な耕作権を媒介として對立する「地主」の「事情」が、農地移動の形態を規定しているということが出来る。ここに、「本來的寄生地主的存在の危機條件」にもかかわらず、「改革」前の寄生地主的土地所有におけるような土地集積の形態がみられる所以があつたものであり、また地主の「耕作地主」化の性格を考へる場合の條件の一つがあつたのである。

第I表によれば、賃借權の設定、賃借權の解除・解約、小作地の所有權の賣却の數字から、農地移動は小作地減少の方向に動いていることが推論されたのであつたが、ここで、小作地を減少せしめ、自作地を増加させている原因である、小作地の所有權の賣却と賃借權の解除・解約のうち、前者については、地主保有地を賣却しているのは主として不耕作地主乃至は零細な耕作地主であることが注意されなければならない。すでにみたように、「小作關係が引合われないから」といつて土地を賣却するといつたことは、かならずしも一般的な傾向であるとはいえないのである。第VI表によれば、小作地所有權を賣却した地主の三二%が不耕作地主を含む五反未満耕作の地主であつた。そして、その理由とされることも、「直接間接に家計困難等經濟的理由によるものが多い」とすれば、それは零細農家が農家經濟の窮迫から自作地の賣却にせまられるのと同様の原因によるもので、これを地主一般の動向とすることは出来ない。

一方、第IV表Bによれば、五九町村の集計として、昭和二七年八月から二八年七月の間におこなわれた小作地の取上げ三八一件(内許可を得たもの二四八件、得ないもの一三三件)が計上されている。右の期間においてとくに小作地取上の件數が増えたときられる場合、その理由の一つとしてあげられるものは、小作契約期限の満了(農地法第一九條)である。一町で二九件の許可を得た取上げ件數を記録している鹿兒島縣肝屬郡串長町の農業委員會はつぎのようになっている。

「許可を得て小作地を取上げる件數は契約年限にもよるが最近最も多い。その理由、昭和二九年五月末日迄の契約期間のものがほとんどであるため」(前掲「昭和二八年度農地事情に関する調査」二五六頁)。

しかし、契約期限の満了か賃借權の解除・解約更新の拒絶という形をとるかどうかは、同時に地主勢力の問題でなければならぬ。同郡吾平町は同じく取上げ件數一九件を記録しているのであるが、つぎのような報告をしている。

「許可を得て小作地を取上げる件數は増加の一途を辿りつつある。その理由、第一回の文書化の期限五ヶ年が明年きれること。農地解放で地主の耕地が少く、従つて小作人より地主の方が、小作料が低いから地主が自作したいと申出るのが多いこと。地主の勢力が復活して來た。」(同上二六〇頁)。

また、

「農地改革によつて一應契約の文書化を行い、耕作者も安心して耕作に従事しているが、契約期間満了と同時に引上げをしたい地主が殆んどである。ただ現在までは表面的には口にしないが、そう云う地主の傾向が強い。又新に耕地整理される土地で開田を機に一齊に引上げをしようとする地主連の聲も相當強い」(岩手縣氣仙郡下有住村、同上二二頁)。

すなわち、「小作契約が文書化されたので、期間満了(五ヶ年)になつたら返還請求が出来ると考えているものが見受けられる」(栃木縣栃木市農業委員會、同上五二頁)と同時に、「小作人が自發的に小作契約期間満了したから返還すると表面上合意解約を取つて居り、内心では耕作を繼續したいという心境にあるを推測されるので、貸借の解約制限、耕作權の保護されている點等について話合せるも、其の心境を表示しないものは止むを得ず認めざるを得なかつた」(山形縣田川郡本郷村、同上三五頁、その他)といつた事情を看過するわけにはいかないのである。土地取上げ、土地移動(耕作目的)について、農地法による許可を得た合法的なものなにも、實質的には法の趣旨に反したようなもの、また農地法による許可を要しない農事調停事例のなかにも、そのような結果をとらなつたと考えられるものみられることは注目すべきである。

(1)「知事の許可のいらない農事調停を利用して期間後返還しない時は執行權をしていただきたいと地主の言葉である」(青森縣西津輕郡出精村、同上五頁)。

さきあげた鹿兒島縣肝屬郡吾平町は許可を得ない小作地取上げ一四件、また千葉縣海上郡飯岡町は一三件を記録している町であるが、前者からの報告は「占領政策終了後地主勢力の復活強化に伴い小作人に強制的に合意解約という名目で捺印せしめ」また小作人は「地主の要求に、經濟的或は日常の交際上から壓迫に抗しきれず、あたかも納得した合意解約として」あらわれる場合をあげており(同上、二六一頁)、また後者からの報告は、「地主が取上げを強行すると、小作者は直ちに委員會へ届出るので、地主が土地取上げということを正式の手續では不可能なことといつた觀念をもつようになった」ことを土地取上げのすくなくなつた理由としてあげているが、それは逆に、實は地主の土地取上げが許可を得ないという形で潜行していることにもなつていたのであつて、右の記述とならんで、「小作は多少の不平はあつても、永年の地主小作關係と所謂

近所つき合の關係等から、その不平をこらえて地主に返還することを農村古來の醇風美德と考へている者の少くないこと」の事實(同上九六頁)をあげているのである。そして、許可を得ない小作地取上げ二六件を記録している千葉縣夷隅郡國吉町の報告は、「買付なければ取上げる式の無斷取上げが多い」と直接的な經濟的「壓迫」の内容の一端を具體的に示している(同上八〇頁)のである。

もつとも、「買付」の要求は、自作地化のための小作地取上げの前提として出されるとはかぎらない。「土地價格の値上に依り地主が換金主義を採っているが耕作者が買えぬので取上げて他へ賣却せんとするため」(同町、同上七九頁)といつた、轉賣を意圖した取上げが考えられ、とくに都市近郊ではそうした傾向がみられるのである。(2)

(1) 事例一「自作農Aは療養費を得んがため小作人Bに對して小作地一反を買つてくれ、若し買わなければ他人に賣ると云つたので、小作人Bはその土地は便利な所なる故返すことも出来ずいたしかたなくBの自作地の遠隔地を隣村の者に五畝を賣りその代金と借入金でもつてAに支拂つた」(福島縣河邊郡堂島村、同上三七頁)。

事例二「Aは畑一反二畝を五ヶ年契約で貸しているが妻が病氣のため現金に替へるため賣渡しをしたのであるが、小作人は地主の言う價格(坪千圓位)で買取り方を要求したが小作人は其の價格で買受けが出来ない旨斷ると、それでは返還してもらいたいというので返還することとなつた。地主は自作地として高價に賣渡しをしようとするのが豫想される」(栃木縣栃木市農業委員會、同上五三頁)。

(2) 「地方都市の發展形態をとりつつある隣町には増加の傾向が顯著」で、「地主側は僅少な小作料収入は全然問題にしていなが、住宅、店舗用地として急騰した地價によりその金利が小作料などより甚大な利潤となるので之を取上げて、貸付、轉賣しようとする」(千葉縣東葛飾郡富勢村、同上二〇六頁)。

直接的な經濟的「壓迫」のもう一つの形態は小作料引上げであつて、「現在の小作料では引合わないので反收は少くとも自分が耕作する方が得であるとの考えで引上げている」(兵庫縣水上郡幸世村、同上二七三頁)、あるいは「小作料安きたため自作することによつて生活の安定をはかる」(山梨縣北巨摩郡日野春村、同上二四七頁)等の理由をあげている報告はかなり目立つている。(1)

(1) 「あらゆる物價指數は年々上昇しているにもかかわらず小作料は常識はずれの廉價である。又二三男對策から考えても一般に勞働力は過剩となり地主は絶えず客觀狀勢の推移に目をつけ出来るだけ返還せよと努めている」(滋賀縣伊香郡南富永村、同上二六四頁)。

その他山形縣東田川郡本郷村(同上三四頁)、靜岡縣沼津市大岡町(同上二五九頁)等々。

そして、貸主は期限満了を理由に、あるいは「信義に反した」行爲その他の機會をとらえて、小作地返還をせまつても、借主は「生計の困難」その他の理由から容易に返還に應ぜず、「次第に當事者間に闇小作料が取極められつつあるというが多」(新潟縣北蒲原郡京ヶ瀬村、同上三二頁)く、また「小作人としては取上げを猶豫してもらうため」(滋賀縣高島郡今津町、同上二七二頁)闇小作料を支拂わざるを得ないといった事情におい込まれ、あるいはそのような事態のもとにやむなく「地主の壓迫により取上げに忍従して」(同町、同上二七二頁)いることになるのであろう。昭和二十七年「農地事情に関する調査」(農地情報五〇號)にはその具體的な事例があげられているので、その若干を指摘してみれば、

北海道三石郡三石町「主として不耕作地主で配給以外に米が手に入らないから勢い現物を強要し、萬一それが實行出来ぬと様々な條件をつけて小作地取上げの方途に出るので小作人が泣寝入りをするということがちよい見られます」(二二頁)。

茨城縣久慈郡下小川町「或地主に於ては水田反當租二俵を小作者に強要し、受諾しない場合は早速返地を要求、小作者は地主に對する永年の恩義もあり租二俵を承諾したと云う話を委員會で噂により摘出」(四六頁)。

長崎縣南高來郡三合村「最近農地改革は打切られたので土地の引揚げは自由であるとの宣傳にまよわれ、地主の物納要求を拒否すれば土地を引揚げられる云々」(一八七頁)。

福島縣西白河郡五箇村「地主として必要に應じ小作料代りの勞力を求む。小作料支拂を求むれば料金はいらぬと強要する。耕地の取上げの再強要により自家の作業も致し方なく應じている」(四二頁)。

徳島縣美馬郡端山村「地主が一方的ヤミ小作料を決めて一方的に全額勞力支拂を要求、之に反對すれば耕地返還を持ち出すもある」(一八〇頁)。

(1) 闇小作料の諸形態については第Ⅷ表を参照されたい。「昭和二八年度農地事情に関する調査」から集録したこの表は、前述のような調査報告者のもつ制約から、それぞれの調査町村についての正確な實態をつたえているとは云い難く、その數字はむしろ過小に報告されているといわねばならない。同時に、われわれは、その點を考慮に入れて、闇小作料のおこなわれている比重に注意をする必要がある。

闇小作料が、まず山間地帯、都市近郊、特殊作物地帯にみられるのは容易に推測しうるところであるが(昭和二六年「農地年報」一六四頁参照)、闇小作料の形態として金納の闇小作料だけではなく、物納の形態、さらには勞力による支拂の形態も相當多數に報告されていることは注目すべきである。闇小作料の發生は固定資産税の増徴がその有力な原因の一つとされているが、しかし闇小作料の高さは、大體「改革」前の物納小作料を最高とし、公租公課の負擔轉嫁の程度にいたるまで種々である。闇小作料の要求は、新規貸付の場合にはほとんどが闇小作料を要求されることとみられるように、地主的勞力の表現にはかならないのである。そして、勞力で小作料が支拂われている場合は、舊い慣行の殘存である場合ももちろんあるけれども、「耕作地主」に對する勞働力給源をそこにもとめるために、新たな慣行として出てきているものもあるのである。農地移動は農民層分解の過程であり、現段階における資本は農民層の分解の阻止を自己の利益とするにもかかわらず、分解は必至であるが、ここでは分解の形態が問題とされなければならないのである。

すなわち、ここに示されたところは、小作地取上げの壓力で小作料の引上げ、物納の要求乃至は勞力による支拂が強制され、小作料の引上げ、物納化、勞力による支拂の強要の壓力で、小作地取上げが強行されているということである。もちろん、この場合、小作地取上げは轉賣あるいは他の小作人への轉賃という形をとる場合もあるので、それが直ちに地主の自作地増加として結果するとはかぎらない。一方、闇小作料の防止か農業協同組合その他への一括納入等によつて支えられている場合にも、それを崩していくものは、地主的な壓力の下で、不安定な耕作權のもとにおかれている小作農の「競争」<sup>(1)</sup>なのである。

(1) 長野縣上伊那郡中箕輪町における、一つの事例。「農地改革直後一人の地主に對して數人の小作人が反當の割合で(一升位)集めて納めたことが農民組合に知れるに及んでこれを遂に戻さしめた事實がある。この場合にはそれは「地主の要求ではなく小作人の一人が地主に對しての行爲」であつた。(同右、一五六頁)。

そして、地主の「耕作地主」化が耕作面積の擴大をその條件とするならば、それはこのような小作地取上げをその一つの背景としてもつていたのである。<sup>(1)</sup>

(1) 「耕作地主は上位の農業經營を営み、機械力の導入、耕種の改善等に熱心であり、經營擴張を考えている。現今農村において最も安定した經營を営み、村での發言も頗る大である。この種耕作地主は努力して土地を取得し、……農地改革を快よく思つておらず……絶え

ず舊小作人の動向に注意している」(岩手縣)。

また、「この階層の小作地返還要求が土地取上げの大部分を占めている」(山形縣)。「耕作地主は比較的安定した經營をしている。これらの階層は創設、自作農より基礎が鞏固であり……村内での地位は上位で發言も強く、村内の指導者層は舊地主と耕作地主層に依然として多い。又常に經營を擴大しようという意欲は強く、常に小作地の引上げを狙っている一方、家畜の導入、機械化等にも熱心である」(長野縣)等々(昭和二六年農地年報「二二—二頁」)。

「昭和二八年度農地事情に関する調査」も、小作地の取上げが専ら「中農層」によつておこなわれている事例を指摘している。

「解約を要求する貸主は主として中農(一町乃至一町三反歩)に屬するものであり……」(千葉縣市原郡市原村、同調査書八五頁)。

「農家に於ける勞力が餘剰している。まして現在に於ては機械化され、反別が多くても結構耕作してゆける、その爲に若し出來得るならば取り上げたいと言ふ意志が常にある」(秋田縣河邊郡四ツ小屋村、同上二頁)。

なお「昭和二五年農地年報」一〇二—五頁参照。

### 三 「耕作地主」の性格

農地移動は階層分解の過程である。それを通じて、一方では零細化・雇農化・脱農化傾向が推進され、他方では「中間層」に土地が集中する傾向がうかがわれた。「中間層」への土地集中は自作地の購入、小作地の取上げ、小作地の所有権の買取りによる自作地の増加によつてまずおこなわれ、またこのような自作地の増加とならんで、農業經營の擴大の要因として、小作地の新たな借入れによる小作地の増加を考へることが出来るが、この過程は同時に他方では、地主層があるいはいわゆる「耕作地主」化し、あるいは脱農化・轉身していく過程でもあつた。

小作地の取上げは、さきにも述べた如く、主として零細地主の、土地賣逃げに起因する轉賣を意圖しての取上げもあつて、つねにかならずしも自家の農業經營擴大のためになされるものとはいえないけれども、その主力としては「土地改良事業が進み農業が機械化され、勞力に餘裕が出來た」(新潟縣西蒲原郡鑑郷村、同上二三七頁)といつた、新しい技術的發展の可能性の

うえに、あるいは「二三男の勞働需要が減少」したがつて「過剰勞働力を抱え込んだ中農以上の自作兼地主」(千葉縣東葛飾郡富勢村、同上二〇七頁)の家族餘剰勞働力消化を目指しての、小作地の取上げを考へていいであろう。すなわち、階層分解の一極として、地主の「耕作地主」化の傾向を指摘することが出来る。もつとも、他方においては、「最近地主が土地取上げについては相當困難を來して居るので」「地主は相當無理をしても自作として耕作して居る状況」(鹿兒島縣薩摩郡大村、同上二四〇頁)、あるいは「最近地主側は土地取上げの問題に非常に困つて居る様な始末であるので手不足ながらも無理に耕作して居る傾向」(同郡中津川村、同上二五三頁)といつた事情も存在するのである。

しかしながら、これら「耕作地主」化の傾向を検討するにあつては、少くともつぎのことが注意されなければならない。

(一) すでに見た農地移動の諸傾向からするならば、小作地の取上げが、一方では小作地返還の要求、他方では小作料の引上げという二面からの壓力がとくに小作零細農・貧農層のうえに加えられ、それが小作地の自作地化の推進力となつていること。すなわち、地主の「耕作地主」化の基底としてあらわれる自作地の増加が、不安定的な耕作權のうえに立脚して、推進されているのである。

(二) 耕作規模の擴大の背景には、家族經營における過剰勞力の消化といつた事情が(勞働節約的な技術導入の可能性にもとつてであろうと、雇傭減少の結果としての家族内における過剰勞力の滞留によつてであろうと)多くの場合、介在していること。そして、耕作規模擴大にともなう勞力の不足が、轉落農家その他からの「雇用」にもとめられる場合もある(「昭和二六年農地年報」一二頁)けれども、他方には、小作料として支拂われる勞力によつてそれがまかなわれている場合もあるのである。勞力による小作料の支拂は、舊い慣行がそのまま續いている場合もちろんあるけれども、それとならんで、「人を雇入れるかわりに、勞力で拂つてもらつた方が採算がとれる」という觀點から新たに結ばれたものも無視しえない(第Ⅶ表参照)。

このような點を考慮するならば、地主の「耕作地主」化は、地主制の排除乃至は「弱化」を意味するものではなく、地主制のあらわれ方の變化にほかならないといわねばならない。「耕作地主」化の方向と「寄生地主」化の方向とをたがいに「相反し相對立する」ものとしてとらえようとするとき、それは、第一に、地主的土地所有を「寄生地主」の形態にのみ極限して理解しようとする事、第二に「耕作地主」化傾向をただちに「富農化」の傾向として理解しようとする、二つの「明瞭な」あやまりに陥つていたのである。

さきに見たような小作料の引上げ乃至は開小作料の發生・存在は、それがそのまま地主の寄生的條件の再編を意味するものではけつしてないけれども、いわゆる「耕作地主」化の方向を推進せしめていたものは地主的土地所有の壓力であつたのであり、「耕作地主」の經營的優位は地主的勢力を補強するものとして、地主的支配の經濟的基礎をつくつていたのである。そして、部分的には、農業生産力發展の擔い手としての「富農化」を全く否定しえないとはいへ、總じて農民層の分解は下向化の傾向をとり、さきに示した「中間層」への土地集中といつても、それはやがて一定の限度——家族勞働によつて、乃至は家族勞働の補助的な雇傭勞働によつてまかないうるような程度に、限定され、それを越えての展開の展望は一般にみられないのである。そして、富農的な生産力の發展を押しとどめているものとしては、まず米價や公租があげられるであろうが、「むら」のなかでは、それらは單純に、純粹な米價や公租の問題として、またはそれだけとしては、あらわれてはいないのである。それらは本稿の論題からは一應はずさされている問題であるが、このような關聯のなかで、地主が「耕作地主」化の方向を辿つたとしても、そこに地主的土地所有を自ら否定する要素を見出しうるといえるであろうか。「富農化」というとき、それは、戲畫的な形態を問題にするのでなければ、個別的にはなく、一般的にブルジョア的發展への「展望」をもつていわれなければならない。地主の「富農化」は、直接生産者層の、近代化への「展望」に對する、對應としてとらえられるので、このような「展望」を缺いているところでは、「耕作地主」の「富農化」は一の戲畫でしかありえない。しかも、

第I表 農地移動の總括 (昭和28年度)

	件数	面積	積	1件當り面積	
				反	反
1. 所有權移轉					
農地法第3條の移動統制によつて許可されたもの	219,246 (43%)	30,573 (37%)	町	1.39 (1.08)	反
農地法第9條によつて政府が買収したものの(昭和27・10~昭和28・11)	45,119 (9%)	18,941 (23%)		4.20 (3.12)	
農地法第15條によつて政府が買収したものの	132,748 (26%)	16,619 (20%)		1.25 (1.06)	
農地法第16條の申出によつて政府が買収したもの	1,411	725		5.14 (2.55)	
農地法第16條の申出によつて政府が買収したもの	536	170		3.17 (2.17)	
農地法第16條の申出によつて政府が買収したもの	1,585	548		3.46 (1.79)	
農地法第16條の申出によつて政府が買収したもの	8,028	5,205		6.48 (5.33)	
農地法第16條の申出によつて政府が買収したもの	687	78		1.14 (1.14)	
農地法第16條の申出によつて政府が買収したもの	489	203		4.15 (2.65)	
計	409,849 (401,821) (79)	73,062 (67,857) (82)			
農地法第36條による國からの賣渡(融資目的を除く)	7,693	1,528		1.99 (1.27)	
2. 賃借權					
賃貸借・使用賃借による權利の設定	37,821 (7)	5,879 (7)		1.55 (1.18)	
賃貸借・使用賃借による權利の移轉	28,839 (6)	3,300 (4)		1.14 (1.10)	
賃貸借の解除・解約・更新拒絶	34,476 (7)	4,038 (5)		1.17 (1.01)	

農林省農地局農地課「昭和27・28年農地年報」(昭和30年3月刊)7頁および168頁より作表。1件當り面積の括弧内は内地のもののみのもので、数字はいずれも統計実績。

第II表 農地移動の件数 — その1 — [昭和24年10月~昭和25年3月]

調査農地 委員会数	農地移動の あつた農地 委員会数	調査農地 委員会数 に対する %	移動件数(届出済のもの)の分布						
			1-9	10-19	20-29	30-49	50-99	100以上	不明
北海道	108	87 (6)	55	13	8	5	1	1	1
東北區	540	336 (69)	167	47	21	20	7	2	1
關東區	509	306 (34)	175	44	23	12	11	5	2
北陸區	417	284 (25)	141	44	21	23	17	11	2
東山區	360	243 (34)	119	33	19	21	14	9	1
東海區	350	101 (30)	37	18	5	6	4	1	4
近畿區	541	423 (43)	103	44	16	12	19	10	4
中國區	603	136 (38)	233	68	29	31	14	4	2
四國區	282	452 (38)	223	97	44	30	14	5	1
九州區	442	182 (29)	98	26	16	9	8	4	1
計	4,152	2,961 (367)	1,485	484	233	194	126	60	12
比率 (%)	200.0	2,594=100.0 849=100.0	57.2 63.7 35.7 13.0	18.6 16.2 11.6 3.3	9.0 8.0 5.6 1.6	7.5 6.1 4.7 1.2	4.8 3.8 3.0 0.7	2.4 1.8 1.5 0.3	0.5 0.4 0.4 0.0

近畿農男著「小作料及び土地移動状況調査」(昭和25年7月)第10表・第11表・第12表より作表。  
括弧内は農地移動のあつた農地委員会のうち無届移動だけがあるものと報告されたもの。  
なお原表において若干府縣の「移動件数」に誤算が見られるが、補正の方法がなく、また推論には大きな支障とはならないので暫くそのままとしておいた。

数字はいずれも概制算額。

第II表

農地移動の件数 — その1 —

[昭和24年10月～昭和25年3月]

調査農地 委員回数	農地移動の た農地委員回数	調査農地 委員回数 に対する %	移動件数(届出済のもの)の分布											
			1-9		10-19		20-29		30-49		50-99		100以上	不明
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
北海道	108	87 (6)	80.6	55	13	8	5	1	1	1	1	1		
東北區	540	336 (69)	62.2	167	47	21	20	2	7	2	4	1	1	
關東區	509	306 (34)	60.1	175	44	23	12	5	11	6	5	1	2	
北陸區	417	284 (25)	68.1	141	52	21	23	3	17	1	12	3	1	
東山區	360	243 (34)	67.6	119	33	19	21	6	14	4	9	1		
東海區	350	241 (25)	68.9	103	44	16	12	6	19	4	10	4	4	
近畿區	541	423 (43)	78.2	233	68	29	31	3	14	3	4	2	2	
中國區	603	452 (38)	75.0	223	97	44	30	9	14	4	5	1	1	
四國區	282	182 (29)	64.5	98	32	16	9	9	8	2	3		1	
九州區	442	364 (53)	82.4	151	62	38	31	8	21	5	8	2		
計	4,152	2,961 (367)	71.3	1,455	484	233	194	52	126	32	60	12	3	
比率 (%)	100.0	2,594 = 100.0	28.3	57.2	18.6	9.0	7.5	6.1	4.8	3.8	2.4	0.5	0.4	
		849 = 100.0		63.7	16.2	8.0	6.1	1.9	3.0	0.7	1.5	0.4	0.0	
				35.7	11.6	5.6	4.7	1.9	3.0	0.7	1.5	0.3	0.0	
				13.0	3.3	1.6	1.9		0.7		0.3		0.0	

近藤康男著「小作料及び土地移動状況調査」(昭和25年7月)第10表・第11表・第12表より作表。  
 括弧内は農地移動のあつた農地委員会のうち無届移動だけがあると報告されたもの。  
 なお原表において若干府縣の「移動件数」に誤算が見られるが、補正の方法がなく、また推論には大きな支障とはならないので暫くそのままとしておいた。

第III表

農地移動の件数 — その2 —

[昭和26年4月～昭和27年3月]

調査した 町村数	農家戸数	移動件数						農家1,000戸当たり移動件数					
		自作地買 貸付申請		小作人に 小作人以 外に		小作地引 上・返還 申請		自作地買 貸付申請		小作人に 小作人以 外に		小作地引 上・返還 申請	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
北海道	21	17,854	874	69	271	106	104	49.0	3.9	15.2	5.9	5.8	
東北區	107	58,813	3,271	424	2,302	477	394	55.6	7.2	39.1	8.1	6.7	
北山	49	26,119	2,714	156	2,182	347	233	103.9	6.0	83.5	13.3	8.9	
北陸	53	20,005	1,455	216	697	254	136	72.7	10.8	34.8	12.7	6.8	
北關	95	56,374	2,121	600	1,641	332	551	37.6	10.6	29.1	5.9	9.8	
北南	138	84,223	2,972	899	2,359	557	743	35.3	10.7	28.0	6.6	8.8	
東關	97	61,450	3,747	1,000	2,532	716	968	61.0	16.3	41.2	11.7	15.8	
東畿	61	27,751	1,760	208	1,138	131	213	63.4	7.5	41.0	4.7	7.7	
近瀬	139	77,290	5,720	1,055	2,320	1,043	837	74.0	13.6	36.5	13.5	10.8	
瀬戸内	89	53,972	4,574	633	1,246	647	627	84.8	11.7	23.1	12.0	11.6	
北九州	89	45,902	3,050	368	1,928	505	442	66.5	8.0	42.0	11.0	9.6	
計	890	529,753	32,458	5,628	19,116	5,115	5,248	61.3	10.6	36.1	9.7	9.9	
一市町村當 り			36.4	6.4	21.5	5.7	5.8						

近藤康男著「昭和26～27年農地移動に関する調査」(昭和28年12月刊)29頁、第一表より算出作表。なお第二表(31頁)参照。農家の区分は農林省「農家経済調査」の農区による。





第V表

農地移動の階層別構成 —その1—

調査農地 農委員 数	大きい経営			普通の経営			小さい経営			非農家又は不完全農家			計		舊地主の動向		計
	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	買手	
北海道	108	11	7	46	52	26	31	28	18	112	108	20	—	69	19	108	
東北	540	77	21	153	162	67	152	94	75	391	410	119	5	254	162	540	
北陸	417	83	23	131	151	83	133	58	70	355	377	104	4	204	108	420	
関東	509	90	29	125	170	55	138	95	43	366	380	116	6	220	169	511	
東山	360	89	15	117	115	49	109	48	61	303	300	122	6	128	106	362	
東海	350	51	11	117	127	52	110	67	53	289	301	81	8	156	100	345	
近畿	541	95	18	191	196	99	218	121	81	506	513	145	7	271	119	542	
中四	603	96	26	223	216	93	219	113	87	525	548	164	7	309	90	570	
九州	282	35	8	89	95	81	120	73	50	278	203	70	3	156	57	286	
計	4,152	688	189	1,327	1,489	721	1,377	816	599	3,552	3,654	1,061	51	1,997	976	4,085	
%	100.0	16.5	4.5	31.8	36.0	17.3	33.0	19.6	14.4	85.3	88.0	25.5	1.2	48.1	23.5	98.3	

近藤康男「小作料及び土地移動状況調査」第13表より集計作成。

第VI表

農地移動の階層別構成 —その2—

調査農地 農委員 数	経営耕地面積別當事者数												件数		一件 あたり 面積					
	5反未満	5反—1町	1町—2町	2町—3町	3町—5町	5町—7町	7町—10町	10町以上	計	譲渡	譲受	譲渡	譲受	譲渡		譲受				
北海道(六ヶ村)	4	3	9	27	26	10	23	22	34	16	8	13	4	3	2	6	98	124	126	17,801
自作地の贈與*	14	7	19	5	19	10	17	6	11	7	4	20	20	23	11	2	20	21	23	45,507
自作地の贈與*	19	5	15	1	5	3	7	11	14	5	1	4	2	1	1	1	23	24	27	10,024
自作地の贈與*	5	2	2	2	2	2	4	4	4	3	3	3	3	2	1	1	1	1	1	3,000
自作地の贈與*	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	7,417
計	40	3	9	30	33	19	38	43	43	31	12	21	5	11	15	165	165	185	70	12,929
小作地の所有権の買却	18	2	3	4	7	4	13	12	18	5	5	6	6	6	6	55	55	58	70	12,929
東北(九ヶ村)	15	2	19	23	25	30	13	24	20	27	16	1	1	1	1	120	120	121	123	8,817
自作地の贈與*	7	7	11	4	11	13	6	13	16	7	4	16	16	17	17	16	16	16	17	3,424
自作地の贈與*	11	1	8	3	12	17	7	11	4	10	11	5	5	5	5	5	5	5	5	1,601
自作地の贈與*	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1,708
自作地の贈與*	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0,606
計	17	17	20	31	31	36	16	28	33	21	17	1	1	1	1	150	150	151	99	8,817
小作地の所有権の買却	18	2	10	9	7	25	10	31	16	15	10	3	1	1	1	77	77	94	99	0,921
北陸(六ヶ村)	6	6	11	8	5	15	3	4	4	4	5	1	1	1	1	34	34	37	41	0,615
自作地の贈與*	1	1	3	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	6	6	6	6	0,702
自作地の贈與*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9	8	17	1,119
自作地の贈與*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	8	6	7	1,605
自作地の贈與*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9	10	10	0,110
計	8	5	15	11	12	20	9	15	13	6	6	1	1	1	66	66	62	62	99	0,429
小作地の所有権の買却	6	6	16	10	13	19	5	14	8	18	9	17	17	17	17	57	57	78	99	0,429
山陰(四ヶ村)	14	14	12	16	28	21	5	4	4	4	5	1	1	1	1	57	57	57	58	0,924
自作地の贈與*	6	6	7	3	8	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0,906
自作地の贈與*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0,924
自作地の贈與*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0,920
自作地の贈與*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0,325
自作地の贈與*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0,600
計	26	26	17	34	54	40	16	16	16	16	18	114	114	114	114	79	79	82	82	1,623
小作地の所有権の買却	5	5	1	2	5	11	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	18	18	18	1,623
北関東(四ヶ村)	15	15	12	17	20	26	4	4	4	4	5	1	1	1	1	48	48	49	49	0,707
自作地の贈與*	3	3	3	9	17	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	0,923
自作地の贈與*	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	0,920
自作地の贈與*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	0,325
自作地の贈與*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	10	12	12	0,600
計	23	23	15	21	33	39	10	10	10	10	10	30	30	30	30	79	79	82	82	0,710
小作地の所有権の買却	5	5	5	14	16	19	4	4	4	4	4	4	4	4	4	30	30	37	37	0,710

九ヶ村	計		17	17	20	31	31	36	36	16	28	33	21	32	17	1	1	150	151	99		
	小作地の所有権の買却	計	18	2	10	9	7	25	10	31	13	16	15	10	3	1	1	77	94	99		
北陸(六ヶ村)	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除解除 買戻定転解除解除 計	買戻*	6	2	11	8	5	15	2	3	3	4	4	4	5	1		34	37	41		
		買戻定転	1	1	1	1	2	2	3	1	2	3	3	1	1			6	8	8	10	
山陰(四ヶ村)	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除 計	買戻*	14	12	11	16	28	21	19	5	14	8	18					57	57	58		
		買戻定転	6	5	3	9	8	3	9	3	2	1	1	4				1	1	1		
北関東東(四ヶ村)	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除 計	買戻*	15	5	9	17	20	26	8	4	1	1						48	49	49		
		買戻定転	8	3	2	12	19	8	14	4	2	1	3					4	4	4		
南関東東(九ヶ村)	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除 計	買戻*	16	1	13	13	32	34	2	15	25	5	12	4	7	1	3	87	75	97		
		買戻定転	2	15	4	3	21	10	27	9	4	11	2	10	3	1	3	16	16	16		
東海(六ヶ村)	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除 計	買戻*	89	28	28	41	80	100	52	74	17	39	6	2	2			272	284	286		
		買戻定転	3	9	6	9	11	16	12	13	5	8	5	1	1	1		45	45	45		
近畿(六ヶ村)	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除 計	買戻*	21	7	16	26	29	30	7	8	13	16						73	74	76		
		買戻定転	1	11	4	13	6	3	2	2	1	3	1					12	12	12		
瀬戸内(二ヶ村)	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除 計	買戻*	127	57	83	88	111	150	40	78	13	16						374	389	396		
		買戻定転	2	13	9	8	6	6	4	3	2	3	1					28	29	29		
北九州(五ヶ村)	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除 計	買戻*	10	3	7	10	14	13	7	7	4	6						42	42	41		
		買戻定転	4	1	1	4	3	3	2	1	1	1	1					4	4	4		
南海(五ヶ村)	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除 計	買戻*	72	19	58	56	95	137	32	50	5	8						264	274	287		
		買戻定転	12	10	7	10	14	18	7	18	4	2	2					42	45	54		
内地	買戻* 買戻定転 買戻定転解除 買戻定転解除 計	買戻*	385	141	252	298	439	556	178	274	69	112	44	32	3	4		1,370	1,417	1,455		
		買戻定転	24	62	31	35	39	36	48	25	25	28	9	9	4	3		174	170	213		
計	小作地の所有権の買却	買戻*	186	36	107	101	157	320	126	198	77	78	29	36	4	1	1	687	770	820		
		買戻定転	528	330	381	451	747	864	392	461	171	176	63	47	4	5	1		2,287	2,333		

農林省農地局「農地動態調査——農地牧野移動報告(昭和27年4月~28年3月)」(昭和29年7月刊)より集計作成。件数の項については第V表A参照。\*は分家を含む。

第Ⅶ表 閭小作料についての総括

	最高閭小作料		現物小作料				公定小作料のほかに納める現物	勞力による支拂				
	小作地の%	田	畑	小作地中の%	最高	普通		最低	小作地中の%	田	畑	備考
岩手縣氣仙郡下有住村		圓	圓						5%		5日	農地改革前から。
" " 世田米村	3%	10,000	2,000									
秋田縣北秋田郡澤口村	18%	1,500	1,000	2%	田5斗畑4斗	田4斗畑3斗	田3斗畑2斗		極く一部		7日	
山形縣南置賜郡三澤村					今後多少出来る傾向にある。				8%		8日	戦時中の勞力不足により此の例が出来た。
" " 東田川郡本郷村		不明	不明						少し		3日	
福島縣河沼郡堂島村		不明	不明					反當1斗位				
栃木縣那須郡西郷村	20%	6,000	5,000									
" " 鹽谷郡箒根村	60%	1,200	1,000						極く僅か	2日	1日	
" " 栃木市	0.5%	2,000	2,000	5%	4斗	2斗	1斗					
" " 宇都宮市	2%	1,500	1,000					蔬菜又は正月用餅反當り2斗	全市で2~3件10%	4~6日	4日	
" " 佐野市旗川	10%	1,000	500	不明	田8斗畑1石	田4斗畑5斗	田1斗畑2斗		2件のみ	7日	5日	
群馬縣勢多郡荒砥村			不明							3日	2日	貸せば返さないのてやすい小作料でとるより勞力でとり自作地を耕作させた方がよい。
千葉縣夷隅郡國吉町	極少	3,000	1,000	10%	田4斗畑8斗	田1斗畑4斗		1斗				
" " 千葉郡生濱村				不明					3~4件	男2女4	男5女7	出稼人夫のようにしていつている。
" " 長生郡高根町	40%	1,500	1,000	5%	田4斗	田2斗	田1斗					
" " 東葛飾郡富勢村	田5%畑10%	1,000	600					1斗?	2%	10日	10日	利根流水地帯の外來開拓入植者による。
新潟縣北蒲原郡中蒲村	6%	1,000	800						4%	10日		親族間が大部分
" " 京ヶ瀬村	3%	1,500	1,000	田1%	田1石2斗	田8斗	田4斗		1%	7日	5日	公定小作料のほかに支拂われている。戦前から。
" " 西蒲原郡鏡郷村	4%	公定のほか500圓位の土産物持参										
山梨縣西八代郡大同村					畑1石	田8斗畑8斗	田4斗畑5斗					
" " 北巨摩郡日野春村	5%	1,500	1,000	不明	田4斗畑3斗	田2斗畑1斗	田1斗畑5升	10%位あり	例外的		1日	
長野縣西筑摩郡開田村	2%	1,500	800	少し	田4斗畑1斗	田3斗畑5升	田2斗畑3升	10%2斗				
" " 三岳村	5%	1,000	800						7%	5日	3日	古くから慣行小作地として自發的におこなわれている。
" " 檜川村									10%	不明	不明	
静岡縣沼津市大岡		あり	あり									
滋賀縣伊香郡南富永	4%	1,800	1,300		田8斗畑7斗	田6斗畑4斗	田4斗畑2.5斗	極く僅か		3日		
" " 高島郡今津町	2%	1,500	1,000									
兵庫縣氷上郡幸世村	3%	1,000	3,000	つかめない								
鳥取縣東伯郡浦安村	不明	不明	不明	ないと思う				不明	5%	10日	5日	地主の勞力不足による奉仕要求
" " 米子市加茂地區	5%	1,000	800	3%	田1石	田8斗	田4.9斗					
" " 鳥取市大正	0.5%	2,500	2,000	0.3%	田1.5石畑1.2石	田1.2石畑1石	田8斗畑6斗		曾つてあつたが今はない			
島根縣簸川郡神西村	2%	1,600	1,200						2~3%	3日	3日	可動勞力の少い地主
" " 那賀郡今福村	4%	1,500	1,000	不明		田4斗	田2斗		1件のみ	10日		本家の手不足に對して分家が手傳っている。
" " 安濃郡富山村				2%	田8斗畑4斗	田2斗畑1斗	田1斗畑5升	10%				
岡山縣吉備郡生石村	1%	1,000	500									
徳島縣那賀郡平谷村	10%	1,500	1,000	不明	田8斗畑7斗	田5斗畑5斗	田3斗畑1斗		40%	農繁期		封建的思想にもとづく
鹿児島縣薩摩郡大村	1件のみ	2,000	1,000						1件のみ	公定小作料を換算		
" " 黒木村	10%	1,500	800	田5%		田2斗		あり	8%	5日	3日	小作人が元地主の家の使用人であるような場合。
" " 中津川村	不明	2,000	1,300						1件のみ	10日		
" " 肝屬郡串良村	5%	2,000	1,000									
" " 吾平村	2%	5,000	3,000	2%	田9斗畑5斗	田5斗畑2斗	田2斗畑1斗		極く少い	不明	不明	勞力不足の地主についておこなわれている。
" " 高山村		不明	不明	田1%		不明			1%	10日以内		

昭和二十八年年度「農地事情に關する調査」による。調査村六十一町村のうち、閭小作料、物納、勞力による支拂の項のすべてに關し、「なし」または「不明」と記入した十九町村を除いた四十二町村についての總括。

いわゆる「富農化」が、地主の「耕作地主」化を主導として推進されたところに、實は、すでに問題が含まれていたのである。經濟安定本部の「昭和二七年度年次經濟報告」によれば、瀬戸内區で一・五町以上、東北區で二町以上の經營で漸く農業所得をもつて家計費を賄える程度であり、それ以下の層は農業經營者というよりもむしろ労働者の性格が強いことが指摘されている（一四三―四頁）。そして、多くの場合、いわゆる「富農化」のための資金として農業再生産過程へ投資するには、農業所得は充分であるとはいえない（「昭和二六年農地年報」四頁）のである。

かくして、「耕作地主」の性格を規定するためには、なお多くの論證を必要とするといえ、右の農地移動の諸経過のうちに示される寄生地主の「耕作地主」化のなかに、われわれは、地主制と相反し、それと對立する性格をではなくして、戦後日本資本主義の段階の推轉に對應する地主制再編の一つの形態を、見出すのである。